

# 福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱

(制定 平成 30 年 4 月 1 日 29 水田第 3910 号)  
(一部改正 平成 31 年 2 月 14 日 30 水田第 3088 号)  
(一部改正 令和元年 7 月 29 日 1 水田第 687 号)  
(一部改正 令和 2 年 7 月 31 日 2 水田第 1466 号)  
(一部改正 令和 3 年 3 月 12 日 2 水田第 3923 号)  
(一部改正 令和 4 年 3 月 17 日 3 水田第 3500 号)

## (目的)

第 1 条 稲、麦類（大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。）及び大豆は本県の水田農業における基幹的な作物であり、気候及び土地に適した品種の作付を基本として、県育成のオリジナル品種のブランド力強化等により、農家所得の確保を目指すことが重要である。生産の基本的な資材である種子は、稲、麦類及び大豆の生産振興を図る上で重要な戦略物資であることから、「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」（平成 26 年 12 月 25 日福岡県条例第 51 号）第 6 条 7 号の規定に基づき、県が優良な種子の生産及び供給に取り組むための基本的な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 一般種子 子実用（主に食用にすること（子実生産）を目的とするものをいう。）として生産される稲、麦類及び大豆の種子をいう。
- (2) 原種 一般種子を生産するために用いる種子をいう。
- (3) 原原種 原種を生産するために用いる種子をいう。
- (4) 奨励品種 県が、稲、麦類及び大豆について、県内各地に普及すべき優良な品種として選定したものをいう。
- (5) ほ場審査 県が、種子生産ほ場において栽培中の稲、麦類及び大豆の出穂、穂ざろい、成熟状況等について審査することをいう。
- (6) 生産物審査 県が、種子生産ほ場において生産された稲、麦類及び大豆の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。

## (種子の生産計画)

第 3 条 県は、稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給を図るため、福岡県米麦品質改善協会（以下「協会」という。）等関係団体と連携し、協会が策定する一般種子に係る生産計

画を踏まえ、優良な一般種子を生産するために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種の確保が図られるよう原種及び原原種（以下「原種等」という。）に係る生産計画を策定するものとする。

- 2 前項の生産計画に基づき生産される一般種子及び原種等は、奨励品種又は県が特に必要と認める品種とする。

#### （ほ場の設置及び指定）

第4条 県は、前条の生産計画を踏まえ、原種等の生産を行うほ場を設置原種生産ほ場及び設置原原種生産ほ場（以下「設置原種ほ等」という。）として設置するとともに、譲渡の目的をもって一般種子を生産する者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定するものとする。

- 2 前項のほ場の設置又は指定にあたっては次の各号によるものとする。

##### （1）設置原種ほ等の設置

県が自ら設置原種ほ等を設置するほか、設置原種生産ほ場については、農業者又は農業生産法人もしくはその他農業生産活動を行う組織（以下「農業者等」という。）が経営するほ場を選定して生産委託できるものとし、その手続きは、別記1のとおりとする。

##### （2）指定種子生産ほ場の指定

指定種子生産ほ場の指定を受けようとする農業者等は、別記1に定める手続きにより、知事に申請をしなければならない。

#### （審査）

第5条 県は、設置原種ほ等及び指定種子生産ほ場について、ほ場審査を実施し、ほ場審査に合格したほ場において生産された種子について、生産物審査を実施する。

- 2 ほ場審査及び生産物審査（以下「審査」という。）の実施については別記2のとおりとし、審査の基準及び方法は、別記3のとおりとする。
- 3 審査は、別記2に定める知事が任命する審査員（以下「種子審査員」という。）が実施する。
- 4 種子審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

#### （ほ場審査証明書等の交付）

第6条 県は、前条第1項の審査の結果、前条第2項に基づく基準に適合すると認めるときは、別記2に定めるほ場審査証明書又は生産物審査証明書を交付する。

- 2 前項の生産物審査証明書の交付にあたっては、種子の包装を小分けして販売する場合は、生産物審査証明書が交付されている旨を種子の購入者に明らかにするため、別記2に定める中札を付すこととする。

(種子の生産及び普及のために必要な指導等)

第7条 県は、設置原種生産ほ場及び指定種子生産ほ場を経営する農業者等に対し、協会等関係団体と連携して、優良な種子の生産及び普及のために、必要な指導等を行うものとする。

(奨励品種の選定)

第8条 県は、稲、麦類及び大豆について、生産性の向上及び品質改善を図るため奨励品種を選定することとし、選定のために必要な調査及び手続きは、別記4のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に主要農作物種子法及び関係規則等により行われた手続きその他の行為については、この要綱の相当規定による手続きその他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成31年2月14日から施行し、この要綱の施行日前に行われた手続きその他の行為については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行し、この要綱の施行日前に行われた手続きその他の行為については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行し、この要綱の施行日前に行われた手続きその他の行為については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行し、この要綱の施行日前に行われた手続きその他の行為については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行し、この要綱の施行日前に行われた手続その他の行為については、なお従前の例による。

## 別記1

### 稲、麦類及び大豆に係る設置原種ほ等の設置並びに指定種子生産ほ場の指定について

#### 1 設置原種ほ等の設置

##### (1) 県が自ら生産を行う設置原種ほ等の要件

福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱（以下「基本要綱」という。）第4条第2項第1号に基づき、県が自ら原種等の生産を行う設置原種ほ等を設置するときは、次の事項に留意することとする。

- ア 生産しようとする品種の栽培に適した気象、土壌、用水等の自然条件を有する地域内にほ場があること。
- イ 周辺のほ場における植物、混交の可能性のある植物の花粉、病原体又は汚水等から原種等の生産が重大な支障を受けるおそれのないこと。
- ウ 原種等の生産に直接責任を有する者が、原種等の生産方法に関し必要な知識及び技術を有し、かつ、生産しようとする品種の来歴、特性および固定度等に関する知識を有していること。
- エ 原種等の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。

##### (2) 委託原種ほの設置

基本要綱第4条第2項第1号に基づき、原種について、農業者等の経営するほ場を選定して生産委託するときは、委託原種ほとして設置するとともに、次のとおり農業者等と委託契約を締結する。

##### ア 業務の委任

知事は、農業者等と委託契約を締結するにあたっては、毎年度の予算で定めるところにより、農林事務所長に実施させるものとする。

##### イ 委託原種ほ設置の要件

農林事務所長は、委託原種ほの設置にあたっては、下記要件を考慮し選定するものとする。

- (ア) ほ場が、生産する品種の栽培に適した自然条件の地域内にあること。
- (イ) 受託者が、原種の生産方法に関して、県の指導を受け、原種を適切に生産する能力を有していること。

##### ウ 委託の手続

- (ア) 農林事務所長は、委託原種ほの設置を農業者等に委託しようとするときは、農業者等に対し、仕様書（別記1様式第1号）及び契約書（別記1様式第3号）を示して見積書の提出を求め、委託申込みを行うものとする。
- (イ) 農業者等は、委託原種ほの設置を承諾するときは、委託原種ほ設置受託書、委託原種ほ設置計画書（別記1様式第2号）及び見積書を農林事務所長に提出するものとする。

エ 契約の締結

農林事務所長は、1の(2)ウ(イ)の規定により農業者等から委託原種ほ設置受託書等の提出があったときは、契約書(別記1様式第3号)により契約を締結するものとする。この場合において、農業者等は、暴力団排除条項に関する誓約書(別記1様式第3号の2)を提出しなければならない。

オ 県の審査

知事は、出穂期(大豆については開花期)、糊熟期(大豆については成熟期)に各1回と生産物審査1回を行い、原種としての合、不合格の判定を厳重に実施するものとする。

カ 計画及び契約の変更

受託者は、1の(2)ウ(イ)の規定により提出した委託原種ほ設置計画書の記載事項に変更が生じるときは、委託原種ほ設置計画変更申請書(別記1様式第4号)を農林事務所長に提出するものとする。また、委託原種ほ設置計画書の変更に伴い委託料に変更が生じるときは変更契約書(別記1様式第5号)により変更契約を締結するものとする。

キ 実績の報告

受託者は、委託事業を完了したときは、事業完了報告書(別記1様式第6号)及び委託料請求書(別記1様式第7号)を提出するものとする。

ク 委託料

- (ア) 農林事務所長は、1の(2)キに規定する委託料請求書を受理したときは、予算の範囲内において委託料を支払うものとする。
- (イ) 農林事務所長は、受託者からの請求に基づき、委託料の全部又は一部を前金払により支払うことができるものとする。

ケ 委託料の返還

農林事務所長は、受託者が次に掲げる各号の一つに該当する場合には、委託料の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (ア) 1の(2)の規定に違反したとき。
- (イ) 指定生産量の確保ができなくなったとき。ただし、災害等受託者の責任に帰すべからざる理由による場合を除く。
- (ウ) 1の(2)エの規定により締結した契約に違反したとき。

コ 関係書類の送付

農林事務所長は、1の(2)エの規定により契約を締結したとき、1の(2)カの規定により計画変更申請の提出を受け若しくは変更契約を締結したとき、又は1の(2)キの規定により事業完了報告書の提出を受けたときは、速やかに、当該関係書類の写しを農林水産部長あて提出するものとする。

(3) 生産にあたっての留意事項

## ア 原原種

- (ア) 品種の混交を避けるために、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行う。
- (イ) 1本植え又は1粒播きによる系統栽培とする。
- (ウ) ほ場審査及び生産物審査によって明らかとなった品種本来の特性と異なる個体又は種子が混入している系統の全部を除外した上で、翌年の原原種の生産に用いる原原種を系統別に保存するとともに、残余の個体を原種の生産に用いる。ただし、保存する原原種の系統は、品種の固定度に応じ適切な数を選択する。
- (エ) 原原種生産用の種子は、生産する品種の育成者若しくはその者の所属する機関の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者若しくは当該機関が適正と認める旨の書状が添付された育種家種子又は系統別に保存されている原原種とする。

## イ 原種

- (ア) 品種の混交を避けるために、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行う。
- (イ) 異種、異品種等の個体が発見しやすいよう可能な限り疎植又は薄播きとする。

## 2 指定種子生産ほ場の指定

### (1) 指定申請

基本要綱第4条第2項第2号の指定を受けようとする者は、遅滞なく指定申請書(別記1様式第8号)を、農林事務所を経由して知事に提出するものとする。

### (2) ほ場の指定条件

指定種子生産ほ場の具体的な指定にあたっては、次の事項を勘案する。

- ア 生産しようとする品種の栽培に適した気象、土壌、用水等の自然条件を有する地域内にほ場があること。
- イ 周辺のほ場における植物、混交の可能性のある植物の花粉、病原体又は汚水等から一般種子の生産が重大な支障を受けるおそれのないこと。
- ウ 必要な知識及び技術を有する者によって、ほ場が適正に管理、経営され、かつ、効率的な生産が適地において可能な限り集中して行われること。
- エ 一般種子の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。
- オ ほ場が、種子生産を効率的に行い得る適切な面積を有していること。

### (3) 一般種子の生産に用いる種子の確保

一般種子を生産するために用いる種子については、一般種子の生産を緊急に行う必要がある場合等で県が特別に認める場合には原原種を用いることを妨げない。

また、災害等により、原種の確保が困難となった場合等で県が特別に認める場合には、一般種子を用いることを妨げない。

別記1様式第1号その1（稲用）

仕様書

- 1 作物名
- 2 品種
- 3 指定生産量
- 4 ほ場面積           アール
- 5 委託原種ほの管理  
（原原種受領、種子予措（種子消毒）、播種、基肥施用、移植、雑草防除、  
病虫害防除、追肥、雑穂抜き、中干し、収穫等）
- 6 委託原種ほ場であることを示す標札の掲示
- 7 ほ場審査及び生産物審査時の立会い
- 8 肥培管理、生育調査等への協力
- 9 記録簿等の記録
- 10 上記の業務を実施するための機械、施設の整備

別記1様式第1号その2（麦類用）

仕様書

- 1 作物名
- 2 品種
- 3 指定生産量
- 4 ほ場面積           アール
- 5 委託原種ほの管理  
（原原種受領、種子予措（種子消毒）、播種、基肥施用、雑草防除、  
病虫害防除、土入れ、踏圧、追肥等）
- 6 委託原種ほ場であることを示す標札の掲示
- 7 肥培管理、生育調査等への協力
- 8 記録簿等の記録
- 9 上記の業務を実施するための機械、施設の整備



別記1様式第1号その3（大豆用）

仕様書

- 1 作物名
- 2 品種
- 3 指定生産量
- 4 ほ場面積           アール
- 5 委託原種ほの管理  
（原原種受領、種子予措（種子消毒）、播種、施肥、雑草防除、病虫害防除、  
中耕・培土、異株抜き、収穫等）
- 6 委託原種ほ場であることを示す標札の掲示
- 7 ほ場審査及び生産物審査時の立会い
- 8 肥培管理、生育調査等への協力
- 9 記録簿等の記録
- 10 上記の業務を実施するための機械、施設の整備

別記1様式第2号

年 月 日

農林事務所長殿

受託者  
住所  
氏名

年度 委託原種ほ設置受託書

標記委託原種ほ設置については、委託原種ほ設置計画書（別紙）に基づき受託します。

別記1 様式第2号別紙

年度 委託原種ほ設置計画書

1 種類及び品種

種 類

品 種

2 設置場所及び面積

設置場所

(ほ場の位置図を添付する。)

アール

3 指定生産量

キログラム

4 委託費

1 アール当たり

円

別記1様式第3号

年度稲、麦類及び大豆の原種ほ設置委託契約書

福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱第4条に基づき、年度原種ほ設置に必要な事項について、福岡県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に次のとおり委託契約を締結する。

（委託事項）

第1条 甲は別記に掲げる業務内容を委託し、乙はこれを受託する。

2 委託業務は甲が定めた稲、麦類及び大豆の委託原種ほ設置計画書（別記1様式第2号別紙）及び委託業務内容（別記）により実施するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結の日から 年 月 日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円）とする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず乙の業務不履行（一部不履行を含む）と認められたときは、委託料の全部又は一部を減額することができる。

（原種ほの管理）

第4条 乙は優良な原種を生産するため、原種ほ設置計画に基づき、甲が配付する原原種を使用し、甲の指示に従って原種ほの管理を行うとともに、その経過を確実に委託原種ほ作業管理記録簿（別紙1）により、記録するものとする。

（調査試料の提供）

第5条 原種ほの生育中の作物又は生産物について、甲が行うほ場及び生産物審査等のため必要とする試料は、乙は無償でこれを甲に提供するものとする。

（委託料の請求）

第6条 乙は、委託事業を完了したときは、甲が別に定める委託原種ほ設置事業完了報告書（別記1様式第6号）及び原種ほ設置委託料請求書（別記1様式第7号）を、甲に提出するものとする。

(委託料の支払)

第7条 甲は、前条に定める事業完了報告書、委託料請求書を受領したときは、委託料を乙に支払うものとする。

2 甲は、事業完了前であっても、乙からの請求に基づき、委託料の全部又は一部を前金払により支払うことができるものとする。

(契約保証金)

第8条 この契約を締結することについての契約保証金は、福岡県財務規則第170条7号により減免できる場合のほかこれを徴する。

(損害の賠償)

第9条 乙は、原種ほ設置により受けた損害について、賠償を請求しないものとする。

(事情変更による委託料の変更)

第10条 甲又は乙は、この契約締結時において予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不適當となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認められる時は、委託料の変更額について、甲及び乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

(甲の催告によらない解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

二 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。

四 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 前項各号に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
  - 二 乙の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。
  - 三 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 四 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - 五 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - 六 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 前二項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、乙は違約金として、甲が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。この場合において、第8条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団排除)

- 第12条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という）となっているとき。
  - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
  - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
  - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において第8条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

(生産物の取扱い)

第13条 この契約により設置した原種ほから生産された原種に係る権利は、乙に帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、生産された原種について、別途甲から乙に対する通知に基づき、福岡県米麦品質改善協会に売り渡さなければならない。

注) 麦類原種は設置委託契約の場合、第2項以下を次のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、生産された原種のうち、甲が定める基準を満たす原種について、甲が指定する数量を、福岡県米麦品質改善協会に売り渡さなければならない。

3 前項に規定する基準、数量等について、委託事業完了後、甲乙との間で覚書(別紙2)を締結する。

(協議)

第14条 この契約書に定めるもののほか事業の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の証として、本契約書 2 通を作成し甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 福岡県  
契約担当者 農林事務所長 氏 名 印

乙 住所  
氏名 印



(別記：契約書第1条第2項関係（稲用）)

委託業務の内容

- 1 委託原種ほの管理  
(原原種受領、種子予措（種子消毒）、播種、基肥施用、移植、雑草防除、病虫害防除、追肥、雑穂抜き、中干し、収穫等)
- 2 委託原種ほ場であることを示す標札の掲示
- 3 ほ場審査及び生産物審査時の立会
- 4 肥培管理、生育調査等への協力
- 5 記録簿等の記録
- 6 上記の業務を実施するための機械、施設の整備

(別記：契約書第1条第2項関係（麦類用）)

委託業務の内容

- 1 委託原種ほの管理  
(原原種受領、種子予措（種子消毒）、播種、基肥施用、雑草防除、病虫害防除、土入れ、踏圧、追肥等)
- 2 委託原種ほ場であることを示す標札の掲示
- 3 肥培管理、生育調査等への協力
- 4 記録簿等の記録
- 5 上記の業務を実施するための機械、施設の整備

(別記：契約書第1条第2項関係（大豆用）)

委託業務の内容

- 1 委託原種ほの管理  
(原原種受領、種子予措（種子消毒）、播種、施肥、雑草防除、病虫害防除、  
中耕・培土、異株抜き、収穫等)
- 2 委託原種ほ場であることを示す標札の掲示
- 3 ほ場審査及び生産物審査時の立会
- 4 肥培管理、生育調査等への協力
- 5 記録簿等の記録
- 6 上記の業務を実施するための機械、施設の整備

別紙 1 (契約書第 4 条関係)

年度 委託原種ほ作業管理記録簿

期 日	作 業 名	使 用 資 材		使用機械名	備 考 (立会人 氏名)
		資材名	使用量		
	原原種受領				
<p>作業実施日ごとに記載する。</p> <p>作業名 水稻 原原種受領、種子予措（種子消毒）、播種、基肥施用、移植、 雑草防除、病虫害防除、追肥、雑穂抜き、中干し、収穫等</p> <p>麦類 原原種受領、種子予措（種子消毒）、播種、基肥施用、雑草防除、 病虫害防除、土入れ、踏圧、追肥等</p> <p>大豆 原原種受領、種子予措（種子消毒）、播種、施肥、雑草防除、 病虫害防除、中耕・培土、異株抜き、収穫等</p>					

別紙2（契約書11条第2項関係）

## 覚 書

福岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、年度稲、  
麦類及び大豆の原種ほ設置委託契約書第13条第2項に規定する、原種の基準、数量等につ  
いて、同条第3項の規定に基づき次のとおり覚書を締結する。

### 第1 原種の基準

甲が指定する原種の基準は以下のとおりとする。

- (1) 上記契約の委託原種ほの管理（雑穂抜き、病虫害防除、収穫等）が適切に行われて  
いること
- (2) 乙の立ち会いのもと、ほ場審査及び生産物審査が完了し、これらの審査に合格して  
いること
- (3) 記録簿等の記録（雑穂抜き、収穫等）が整理されていること

### 第2 売り渡し量

甲が指定する者に対して、乙が売り渡す原種の量は、〇〇〇〇キログラムを下限とし、  
確定量については、別途甲から乙に対する通知による。

本覚書の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上各1通を保有するもの  
とする。

年 月 日

甲 福岡県  
契約担当者 農林事務所長 氏 名 印

乙 住所  
氏名 印

別記1様式第3号の2

(表)

## 誓 約 書

年 月 日

農林事務所長 殿

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

### 記

- 1 稲、麦類及び大豆の原種は設置委託契約書第12条（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

(裏)

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知らながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなど  
の交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待  
するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

< 稲、麦類及び大豆の原種は設置委託契約書抜粋（暴力団排除条項） >

第12条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において第8条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

別記1様式第4号

年 月 日

農林事務所長殿

受託者

住所

氏名

年度 委託原種ほ設置計画変更申請書

標記委託原種ほ設置計画については、下記のとおり変更したいので福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記1の1（2）カの規定に基づき申請します。

記

- 1 計画変更事項
- 2 変更の理由

注 ほ場の位置に変更がある場合は、ほ場位置図を添付すること。

別記1様式第5号

年度稲、麦類及び大豆の原種は設置委託変更契約書

年 月 日付けで締結した 年度稲、麦類及び大豆の原種は設置委託契約は、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記1の1(2)カに基づき下記のとおり変更する。ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条件を遵守するものとする。

記

1 委託料

	委託料 (円)
変更前	
変更後	
増減	

この契約の証として、本契約書2通を作成し甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 福岡県  
契約担当者 農林事務所長 氏 名 印

乙 住所  
氏名 印



別記1様式第6号

年 月 日

農林事務所長殿

受託者

住所

氏名

年度 委託原種ほ設置事業完了報告書

標記委託原種ほ設置については、委託原種ほ設置実績(別紙)のとおり完了しましたので、報告します。

別記1 様式第6号別紙

年度 委託原種ほ設置実績

1 種類及び品種

種 類

品 種

2 設置場所及び面積

設置場所

(ほ場の位置図を添付する。)

設置面積

アール

3 売渡原種量

キログラム

(注) 麦類については見込み量を記載

別記1様式第7号

年 月 日

農林事務所長 殿

受託者

住所

氏名

印

年度 委託原種ほ設置委託料請求書

年 月 日付けで契約した 年度 原種ほ設置委託業務について、別紙のとおり実施したので福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記1の1(2)キ及び 年度 稲、麦類及び大豆の原種ほ設置委託契約書第6条の規定により、委託料 円を交付されるよう請求します。

(注) 別紙については、設置実績(別記1様式第6号別紙)に準ずる。

別記1様式第8号

稲、麦類及び大豆の指定種子生産ほ場指定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所  
氏名（法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名）

福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱第4条第2項第2号の規定による指定種子生産ほ場の指定を受けたいので、下記のとおり申請する。

記

- 1 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする稲、麦類及び大豆の種子の種類及び品種の名称

番号	所在地	ほ場の面積	生産しようとする稲、麦類 及び大豆の種子の種類名	同左の品種名

- 2 農業経営の規模  
3 稲、麦類及び大豆の採種に関する経験  
4 稲、麦類及び大豆の採種のために利用する施設及び機械  
5 その他

備考

- (1) 申請書は、2部提出すること。  
(2) 生産団体による申請にあつては、当該団体の代表者により、団体に属する申請者の一覧表を附して代理申請を行うことができる。  
(3) 1に掲げる事項は、ほ場1枚ごとに記載し、所在地は、番地まで記入し、面積は、実測面積によること。  
(4) 3の稲、麦類及び大豆の採種に関する経験については、自家採種以外の採種についての経験の有無並びに経験がある場合にあつては、採種に係る稲、麦類及び大豆の種類、採種の回数及び場所を記載すること。  
(5) 5のその他には、申請者が委託を受けて稲、麦類及び大豆の種子を生産する者である場合にあつては、委託者の氏名及び委託条件を記載すること。

## 別記2

### 稲、麦類及び大豆の種子に係るほ場審査並びに生産物審査の実施について

#### 1 審査体制

##### (1) 種子審査員の任命方法

###### ア 推薦の対象者

種子審査員推薦対象者は、次の者とする。

(ア) 普及指導員

(イ) 県試験研究機関の研究者

(ウ) 普及指導センターにおいて、ほ場審査及び生産物審査の補助業務を1年以上経験し、稲、麦類及び大豆の種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者

(エ) 農林事務所において、ほ場審査及び生産物審査の補助業務、ほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付事務等を行う者

###### イ 推薦者及び推薦方法

アの推薦対象者について、農林業総合試験場長又は分場長、農林事務所長及び農林事務所普及指導センター長（以下「所属長」という。）は、種子審査員として適当と認める者を別記2様式第1号により、農林水産部長に推薦するものとする。

###### ウ 種子審査員の任命

(ア) 知事は、1の(1)ア及びイにより推薦された者が適当と認められる場合は、種子審査員に任命する。

(イ) 種子審査員の任命は、別記2様式第2号による種子審査員証の交付をもって行う。

###### エ 種子審査員証の返納

種子審査員が、異動及び退職等により種子審査員としての業務を行わなくなった場合には、所属長は別記2様式第3号により種子審査員証を農林水産部長に返納するものとする。なお、返納と併せて後任者を推薦する場合は別記2様式第3号の2により返納及び後任者の推薦を行う。

###### オ 種子審査員の所属変更

種子審査員が異動後の所属において引き続き審査業務を担当する場合には、新所属において、別記2様式第4号により所属変更届を提出するものとする。

###### カ 種子審査員証の再交付

種子審査員証を汚損又は紛失したときは、別記2様式第5号による種子審査員証紛失届と共に、別記2様式第6号により種子審査員証再交付申請書を提出するものとする。

##### (2) 種子審査員の担当区分等及び任期

種子審査員の担当区分、担当区域及び任期は以下のとおりとする。

ア 担当区分

設置原種ほ等に係る審査は、農林業総合試験場又は分場に所属する種子審査員が行うものとする。

指定種子生産ほ場に係る審査は、普及指導センターに所属する種子審査員が行うものとする。

イ 担当区域

種子審査員が所属する機関の管轄範囲とする。ただし、設置原種ほ等に係る審査に当たっては、農林業総合試験場又は分場に所属する種子審査員が県下全域を担当する。

ウ 種子審査員の任期

種子審査員の任期は、3年とする。

## 2 審査

### (1) 審査の事前準備

審査を適正かつ円滑に行うため、次により審査の事前準備を行うものとする。

ア 原種生産受託者及び指定種子生産者は、ほ場ごとに標札（別記2様式第7号）を掲げることとする。

イ 種子審査員は、審査の実施に必要な事項を聴取の上、審査野帳（別記2様式第8号、第9号）に記載するものとする。

ウ 種子審査員は、審査の進め方についてあらかじめ原種生産受託者又は指定種子生産者及びその他関係者（以下「種子生産者等」という。）と十分協議するものとする。

### (2) 審査の実施

ア 審査は、別記3に従って行う。

イ 種子審査員は、審査の実施に当たって種子生産者等及び協会の立会いを求めるとともに、審査野帳を携帯し、審査結果を記載するものとする。

ウ 種子審査員は、必要に応じて、生産物審査を行う場合は種子見本品によって、予備的に審査を行い、調製のための指導を行うものとする。

### (3) 審査結果の報告及び通知

ア 設置原種ほ等に係る審査結果

(ア) 県が自ら生産する原種等

種子審査員は、2の(2)の審査の結果合否を決定したときは、審査結果について、審査結果報告書（別記2様式第10号）により、農林水産部長に報告する。

(イ) 委託生産による原種

種子審査員は、2の(2)の審査の結果合否を決定したときは、原種生産受託者に結果を通知するとともに、農林業総合試験場長又は分場長は、審査結果につ

いて、審査結果報告書（別記2様式第10号）により、原種生産受託者が居住する地域を管轄する農林事務所長に報告する。報告を受けた農林事務所長は、種子審査員から報告を受けた審査結果について、審査結果報告書（別記2様式第10号）の写しをもって、農林水産部長に報告する。

イ 指定種子生産ほ場に係る審査結果

種子審査員は、2の（2）の審査の結果合否を決定したときは、指定種子生産者に結果を通知するとともに、種子審査員の所属する普及指導センター長は、審査結果について、審査結果報告書（別記2様式第10号）により農林事務所長に報告するものとする。報告を受けた農林事務所長は、種子審査員から報告を受けた審査結果について、審査結果報告書（別記2様式第10号）の写しをもって、農林水産部長に報告する。なお、農林事務所長は、生産物審査結果については、生産物審査証明書交付一覧表（別記2様式第11号）で当該一般種子の農産物検査を担当する農産物検査員に通知するものとする。

（4）ほ場審査証明書等の交付

ア 設置原種ほ等に係る生産物審査証明書の交付

（ア） 県が自ら生産する原種

審査を実施した種子審査員は、県が自ら生産する原種については、当該ほ場に係るほ場審査が終了し、当該ほ場審査合格ほ場において生産された種子で、生産物審査に合格したものに対し、生産物審査証明書（別記2様式第12号又は様式第13号）を交付する。ただし、原種の流通時の便宜を考慮して種子の包装ごとに添付するものとする。なお、基本要綱第6条第2項に基づき、生産物審査証明書には、中札（別記2様式第14号）を付す。

（イ） 委託生産による原種

原種生産受託者が居住する地域を管轄する農林事務所に所属する種子審査員は、委託生産による原種ほに係るほ場審査が終了し、当該ほ場審査合格ほ場において生産された種子で、生産物審査に合格した旨、2の（3）ア（イ）に基づき、農林事務所長が報告を受けたものに対し、生産物審査証明書（別記2様式第12号又は様式第13号）を交付する。ただし、原種生産受託者の便宜を考慮して種子の包装ごとに添付するものとする。なお、基本要綱第6条第2項に基づき、生産物審査証明書には、中札（別記2様式第14号）を付す。

イ 指定種子生産ほ場に係るほ場審査証明書等の交付

指定種子生産者が居住する地域を管轄する農林事務所に所属する種子審査員は、指定種子生産ほ場に係るほ場審査に合格したほ場に対し、ほ場審査証明書（別記2様式第15号）を指定種子生産者に交付するものとし、当該ほ場審査証明書に係るほ場において生産された種子で、生産物審査に合格したものに対し、生産物審査証明書（別記2様式第12号又は様式第13号）を交付する。ただし、指定種子生産者

の便宜を考慮して生産物審査証明書については、種子の包装ごとに添付するものとする。なお、基本要綱第6条第2項に基づき、生産物審査証明書には、中札（別記2様式第14号）を付す。

### 3 その他

#### (1) 災害等緊急時の種子確保対策

気象災害等により必要種子量の確保が困難な場合には、品種の来歴が明確で、適正な管理がなされている一般ほ場のうち、ほ場審査に準じて審査を行ったものにおいて生産された農産物で、生産物審査に準じて審査を行い一般種子の用に供することが適当であると県が認めたものについては、「いわゆる準種子」として普及させることができるものとする。

#### (2) 「いわゆる準種子」に係る生産物審査証明書の交付

前項に基づき、ほ場審査に準じて審査を行った一般ほ場において生産された農産物で、生産物審査に準じて審査を行い合格したものに対し、生産者が居住する地域を管轄する農林事務所に所属する種子審査員は、生産物審査証明書（別記2様式第12号又は様式第13号）を交付する。ただし、生産者の便宜を考慮して生産物審査証明書については、種子の包装ごとに添付するものとする。なお、基本要綱第6条第2項に基づき、生産物審査証明書には、中札（別記2様式第14号）を付す。



別記2様式第1号

番 号  
年 月 日

農林水産部長 殿

所 属 長 名

種子審査員の推薦について

福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記2の1(1)イの規定に基づき、下記の者を種子審査員として推薦します。

記

所 属 名	職 名	氏 名	理 由

別記2様式第2号  
表

<p>第 号</p> <p>氏名</p> <p>福岡県</p> <p>福岡県</p> <p>年 月 日 交付</p>	<p>福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱 第5条の規定によるほ場審査及び生産物審査を行う種子審査 員の証</p>
--	--

裏

<p>福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱【抜粋】 (審査)</p> <p>第5条 県は、設置原種ほ等及び指定種子生産ほ場について、ほ場審査を実施し、ほ場審査に合格したほ場において生産された種子について、生産物審査を実施する。</p> <p>2 ほ場審査及び生産物審査（以下「審査」という。）の実施については別記2のとおりとし、審査の基準及び方法は、別記3のとおりとする。</p> <p>3 審査は、別記2により知事が任命する審査員（以下「種子審査員」という。）が実施する。</p> <p>4 種子審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">（任期・・ 年 月 日）</p>
---

別記2様式第3号

番 年 月 号 日

農林水産部長 殿

所 属 長 名

種子審査員証返納者について

福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記2の1（1）エの規定に基づき、種子審査員証返納者を下記のとおり報告します。

記

所 属 名	氏 名	交付番号	返 納 理 由

別記2様式第3号の2

番 号  
年 月 日

農林水産部長 殿

所 属 長 名

種子審査員証返納者の報告及び後任者の推薦について

福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記2の1(1)エの規定に基づき、種子審査員証返納者を下記1のとおり報告するとともに、下記2のとおり後任者を推薦いたします。

1 種子審査員証返納者

所 属 名	氏 名	交付番号	返 納 理 由

2 後任者の推薦

所 属 名	職 名	氏 名	理 由

別記2様式第4号

番 年 月 号 日

農林水産部長 殿

所 属 長 名

種子審査員の所属変更について

福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記2の1（1）オの規定に基づき、種子審査員の所属変更を下記のとおり報告します。

記

氏 名	交付番号	新所属	前所属	備 考

別記2様式第5号

番 年 月 日 号

農林水産部長 殿

所 属 長 名

種子審査員証紛失届

福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記2の1(1)ウの規定に基づき、ほ場審査及び生産物審査を行う種子審査員として当機関に所属する〇〇〇〇が任命されましたが、下記のとおり種子審査員証を紛失しましたので、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記2の1(1)カの規定に基づき届けます。

なお、種子審査員証の紛失により今後種子に関して問題が生じた場合は、紛失者の責任において処理いたします。

記

1 種子審査員証交付番号

2 紛失者 氏名

別記2様式第6号

番 号  
年 月 日

農林水産部長 殿

所 属 長 名

種子審査員証の再交付申請について

下記のとおり種子審査員証の再交付を受けたいので、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記2の1（1）カの規定に基づき申請します。

記

所 属	職 名	氏 名	既交付審査員証		申請理由
			交付月日	交付番号	

(備考：申請理由が紛失の場合は、別記2様式第5号の種子審査員証紛失届を添付すること)

別記2様式第7号

標札

福岡県指定種子（設置原種）生産ほ場 指定ほ場番号第 号	ほ場所在地	ほ場面積 m <sup>2</sup> 又は a	種類	品種	播種期	移植期	種子生産者	住所	氏名及び名称

備考

- 1 標柱の場合は、標札の記載事項を見やすいところに記載すること。
- 2 指定ほ場番号は、指定種子生産ほ場のみ記載すること。
- 3 移植期は、水稻のみ記載すること。



稲、麦類及び大豆の種子に係る審査野帳(ほ場審査)

第1期 種子審査員氏名 審査立会人氏名

第2期 種子審査員氏名 審査立会人氏名

経営者番号			第1期 (月日)			第2期 (月日)			予想合格数量(kg)	備考
経営者氏名			合否判定	不合格の理由 (該当する審査基準)	備考	合否判定	不合格の理由 (該当する審査基準)	備考		
品名	番地	面積 a								

審査基準	変異種 異種類	雑草	種子伝染 病虫害	その他病害 気象被害	生育状況
	含まないこと	注1の雑草を含まないこと また、それ以外の雑草のほ場表面の占有率が10%程度以下であること	含まないこと	20% (最高限度)	特に異常な生育を示していないこと

注1: 稲 なし  
麦 カラスノエンドウ  
大豆 なし

耕種概要		施肥	防除 薬剤	月日 ( ) 特記事項
播種	月日 ( )			
播種	月日 ( )	月日 ( ) (肥料名 )		月日 ( )
播種	月日 ( )	月日 ( ) (肥料名 )		月日 ( )

別記2様式第9号

稲、麦類及び大豆の種子に係る審査野帳（生産物審査）

審査期日 年 月 日

種子審査員氏名

審査場所

立会人氏名

経営者氏名	
経営者番号	
品 種 名	

袋 番 号	発 芽 率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒	合否判定	備 考

注1：発芽率は決定値を、その他の審査項目は合格を○、不合格は×を、判定は合格、再審査、不合格の別を記入する。

注2：判定が不合格の場合、不合格数量（kg）を備考欄に記入する。

注3：その他、技術的問題点及び指摘事項は備考欄に記入する。

別記2様式第10号その1（県が自ら生産する原種等用）

年 月 日

農林水産部長 殿

所属長名

年産 原（原）種審査結果報告について（ほ場審査・生産物審査）

このことについて、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記2の2（3）ア（ア）の規定に基づき報告します。

記

1 一覧表

別紙1及び別紙2のとおり

（別紙1のとおり ※ほ場審査のみ報告の場合）

（別紙2のとおり ※生産物審査のみ報告の場合）

別紙1 (ほ場審査)

年 月 日

所属名

品種名	設置原(原)種生産ほ場		合格		不合格		不合格の理由別面積(a)					生産見込数量(kg)	備考
	ほ場数	面積(a)	ほ場数	面積(a)	ほ場数	面積(a)	変種、異品種及び異種類の農作物	雑草	種子伝染性の病害虫	その他の病害虫及び気象被害	生育状況		

※参考資料として、ほ場審査野帳(別記2様式第8号)の写しを添付する。

別紙2 (生産物審査)

年 月 日

所属名

審査対象作物 原(原)種		審査 総数量 (kg)	審査結果 (kg)		不合格の理由別内訳					備考
種類	品種名		合格 数量	不合格 数量	発芽 率	異品 種粒	異種 穀粒	雑草 種子	病虫 害粒	

※参考資料として、生産物審査野帳（別記2様式第9号）の写しを添付する。

別記2様式第10号その2（委託生産による原種用）

年 月 日

農林事務所長 殿

所属長名

年産 原種審査結果報告について（ほ場審査・生産物審査）

このことについて、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記2の2（3）ア（イ）の規定に基づき報告します。

記

1 一覧表

別紙1及び別紙2のとおり

（別紙1のとおり ※ほ場審査のみ報告の場合）

（別紙2のとおり ※生産物審査のみ報告の場合）

別紙 1 (ほ場審査)

年 月 日

所属名

種子生産者氏名	品種名	設置原種生産ほ場		合格		不合格		不合格の理由別面積(a)					生産見込数量(kg)	備考
		ほ場数	面積(a)	ほ場数	面積(a)	ほ場数	面積(a)	変種、異品種及び異種類の農作物	雑草	種子伝染性の病害虫	その他の病害虫及び気象被害	生育状況		
計														

※参考資料として、ほ場審査野帳（別記2様式第8号）の写しを添付する。

別紙2 (生産物審査)

年 月 日

所属名

種子 生産者 氏名	審査対象作物 (原種)		審査 総数量 (kg)	審査結果 (kg)		不合格の理由別内訳					備考	
	種類	品種名		合格 数量	不合格 数量	発芽 率	異品 種粒	異種 穀粒	雑草 種子	病虫 害粒		
計												

※参考資料として、生産物審査野帳（別記2様式第9号）の写しを添付する。



別記2様式第10号その3（一般種子用）

年 月 日

農林事務所長 殿

普及指導センター長

年産 一般種子審査結果報告について（ほ場審査・生産物審査）

このことについて、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記2の2（3）イの規定に基づき報告します。

記

1 一覧表

別紙1及び別紙2のとおり

（別紙1のとおり ※ほ場審査のみ報告の場合）

（別紙2のとおり ※生産物審査のみ報告の場合）

別紙1 (ほ場審査)

年 月 日

所属名

種子生産組合	品種名	指定種子		合格		不合格		不合格の理由別面積(a)					生産見込数量(kg)	備考	
		ほ場数	面積(a)	ほ場数	面積(a)	ほ場数	面積(a)	変種、異品種及び異種類の農作物	雑草	種子伝染性の病害虫	その他の病害虫及び気象被害	生育状況			
計															

※参考資料として、ほ場審査野帳（別記2様式第8号）の写しを添付する。

別紙2 (生産物審査)

年 月 日

所属名

種子生産組合	審査対象作物		審査 総数量 (kg)	審査結果 (kg)		不合格の理由別内訳					備考	
	種類	品種名		合格 数量	不合格 数量	発芽 率	異品 種粒	異種 穀粒	雑草 種子	病虫 害粒		
計												

※参考資料として、生産物審査野帳（別記2様式第9号）の写しを添付する。

別記2様式第11号

年 月 日

農 産 物 検 査 員 殿  
(日本穀物検定協会九州支部長)

所属長名

生産物審査証明書交付一覧表について

このことについて、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記2の2(3)イの規定に基づき通知します。

記

- 1 一覧表  
別紙のとおり

別紙

生産物審査証明書交付一覧表

一般種子 生産者氏名	品種	数量	生産物審査 証明書 交付番号	交付年月日	特記事項

(注1) 数量は、包装の量目単位ごとに区分して記入する。

(注2) 特記事項には、農産物検査上参考となる事項を記入する。

別記2様式第12号

第 号			
生産物審査証明書			
<p>福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記3の規定に基づく生産物審査基準に適合すると認められるので、この旨証明する。なお、本証明は、種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号）に適合することの確認に代えることができる。</p>			
区分			
種子生産者 住所 氏名又は名称			
種類		品種	
年 月		福岡県 印	

備考：区分欄の記載については、一般種子、原種の別を記載すること。

別記2様式第13号

表面

第 号		
生産物審査証明書		
福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記3の規定に基づく生産物審査基準に適合すると認められるので、この旨証明する。なお、本証明は、種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号）に適合することの確認に代えることができる。		
<table border="1"><tr><td>区分</td><td></td></tr></table>	区分	
区分		
年 月		
福岡県 印		

裏面

種子生産者住所				
氏名又は名称				
<table border="1"><tr><td>種類</td><td></td><td>品種</td><td></td></tr></table>	種類		品種	
種類		品種		

備考：記載上の注意は、別記2様式第12号の備考に準ずる。

別記2様式第14号

種子保証票

種子生産者 住所

氏名

種類

品種名

本票は福岡県の生産物審査の合格種子であることを証明するものです。

○種子消毒は必ず実施してください。

○この保証票は一年間大切に保管してください。

福岡県・福岡県米麦品質改善協会



ほ場審査証明書

種子生産者

住所

氏名又は名称

1 種類

2 品種

3 指定種子生産ほ場

指定種子生産ほ場	
番号	面積

上記の指定種子生産ほ場において生産される稲、麦類及び大豆の種子は福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記3の規定に基づくほ場審査基準に適合すると認められるので、この旨証明する。なお、本証明は、種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号）に適合することの確認に代えることができる。

年 月

福岡県

印

### 別記3

#### 稲、麦類及び大豆の種子に係るほ場審査並びに生産物審査の基準及び方法について

##### 1 基本事項

###### (1) 審査対象種子

審査対象となる農産物種子は、基本要綱第4条の規定に基づく設置原種ほ等から生産される原種、原原種及び指定種子生産ほ場から生産される一般種子とする。ただし、県が自ら生産する原種、原原種については、必要に応じて審査を実施するものとする。

###### (2) 種子生産用種子の取扱い

ア 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、種子の生産を緊急に行う必要がある場合等で県が特別に認める場合には原原種を用いることを妨げない。また、災害等により、原種の確保が困難となった場合等で県が特別に認める場合には、一般種子を用いることを妨げない。

イ 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。

ウ 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者若しくはその者の所属する機関の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者若しくは当該機関が適正と認める旨の書状が添付された育種家種子又は系統別に保存されている原原種とする。

###### (3) 審査の単位

ア ほ場審査は、農道、けい畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

イ 生産物審査は、1包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出審査又はばら審査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる。

###### (4) 審査の時期及び回数

ア ほ場審査は、設置原種ほ等及び指定種子生産ほ場における立毛状態について、表1の時期に行うものとする。また、当該時期の審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、種子審査員の判断により別の時期にも審査を行うものとする。特に、種子伝染性の病虫害が発生する恐れのある場合には、表2の時期にも行わなければならない。更に、審査は好天日を選び、早朝及び日没の時間帯を避けなければならない。

表 1

種類	審査時期	第 1 期	第 2 期
	稲及び麦類		出 穂 期
大 豆		開 花 期	成 熟 期

表 2

種子伝染性病虫害の種類		審査時期
稲	ば か 苗 病	育 苗 期 表 1 のとおり
	心 枯 線 虫 病	
麦 類	黒 穂 病	表 1 のとおり 節間伸長期 ※ ※
	斑 葉 病	
	条 斑 病	
	穀 実 線 虫 病	
大 豆	ウ イ ル ス 病	生 育 初 期 ※ 生 育 初 期
	黒 痘 病	
	紫 斑 病	

※当病虫害については、本県において発生を認めず。

イ 生産物審査は、出荷容器を密封する直前に行うものとする。ただし、審査上必要な場合には、収穫後から包装、出荷までの期間の必要な時期に更に審査を行うことができる。

#### (5) ほ場の隔離

ア 同一のほ場において前作と同じ農作物の種子を生産する場合には、原則として、前作の収穫後 1 年以上を経過していなければならない。ただし、前作（二毛作体系の場合は前々作）において 2 の（1）のほ場審査基準並びに 3 の（1）の生産物審査基準を満たし、合格種子を産出しているほ場、又は収穫後の漏生種子の芽生を除草剤等によりの確に処分しているほ場はこの限りではない。

イ 隣接して同じ農作物を生産するほ場がある場合には、原則として、当該ほ場とけい畔、垣根等によって区分され、かつ、十分な距離が確保されていなければならない。

#### (6) 種子の調製

ア 生産物審査に先立って、種子の調製を行うための施設・設備について、次の項を確認しなければならない。

(ア) 調製に当たって混種が起こらないような方法がとられていること。

- (イ) 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。
- (ウ) 調製作業及び種子の搬入・搬出に関する記録が適正に保存されていること。
- (エ) 調製作業の責任者が確保されていること。

イ 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。ただし、同質遺伝子品種の原種又は一般種子を混合する場合を除く。また、種子の品位が異なる荷口同士を混合する場合には、混合されて作成された荷口は、混合した荷口のうち最も低い品位と同じ品位に属するものとして審査しなければならない。

## 2 ほ場審査

### (1) 基準（最高限度）

審査項目 種子生産 ほ場の種類	変種、異品種及び異種類の農作物	雑草	種子伝染性の病虫害	その他の病虫害及び気象被害	農作物の生育状況
設置原原種生産ほ場 設置原種生産ほ場 指定種子生産ほ場	含まないこと（注1）	注2の雑草を含まないこと また、それ以外の雑草のほ場表面の占有率（注3）が10%程度以下であること	含まないこと（注4）	20%	特に異常な生育を示していないこと

（注1） 変種は、審査対象品種のうち変異を生じている個体とする。ただし、当該変異が、当該農産物の生産上、特に支障のない程度であり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

異品種は、異なる品種とする。ただし、同質遺伝子品種を除く。

異種類は、異なる種類の農作物とする。

(注2)

農産物の種類	雑草の種類
稲	なし
麦類	カスノエトウ
大豆	なし

(注3) 雑草のほ場表面の占有率は、作物の生育に影響を及ぼす程度に雑草が発生している面積を、ほ場面積で除した割合とする。

(注4) 種子伝染性病虫害は、1の(4)アの表2に掲げる種類とする。(以下同じ。)

## (2) 方法

ア 変種、異品種及び異種類の農作物、雑草並びに種子伝染性の病虫害の審査  
全株検査を原則とするが、抽出審査①(イの(注2))の方法に代えることができるものとする。

イ その他の項目の審査

達観審査(注1)を原則とするが、これにより判定困難な場合は抽出審査②(注3)に代えるものとする。

(注1) 達観審査は、審査単位ほ場ごとにその周囲を回りながらけい畔等から3メートルの区域及び適宜ほ場に入って自己を中心に半径3メートル程度の区域を注視して達観的に審査を行う方法とする。

(注2) 抽出審査①は、達観審査を行った上、審査単位ほ場の畝又は条の3割(少なくとも10か所以上)を無作為に抽出し、その全株の審査を行う方法とする。

(注3) 抽出審査②は、達観審査を行った上、審査単位ほ場の畝又は条の2割(少なくとも5か所以上)、更に1か所につき3割の株を無作為に抽出し、その全株の審査を行う方法とする。

## (3) 審査判定上の留意点

ア 変種、異品種及び異種類の農作物

変種、異品種及び異種類の農作物が含まれていても完全に除去する場合は合格とする。

イ 種子伝染性の病虫害

種子伝染性の病虫害のり病株が含まれていても、完全に除去又は当該ほ場を薬剤防除する等適切な処置をとり、種子としての使用に差し支えないと認められるものは合格とする。

ウ 雑草

(1)の(注2)の種類の雑草が含まれていても完全に除去する場合は合格とする。

エ その他の病虫害

り病程度が 20%以上のものについても茎葉はり病しているが、穂又は子実に病徴が認められず、種子としての使用に差し支えないと認められるものは合格とする。

オ 気象被害

被害程度が 20%以上のものについても被害株を除去する等の適切な処置をすれば、種子としての使用に差し支えないと認められるものは合格とする。

3 生産物審査

(1) 基準

ア 稲

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度					
	発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草		病虫害	
				指定雑草	その他の雑草	種子伝染性の病虫害粒	その他の病虫害粒
原原種 原種 一般種子	90%	原則として、含まないこと	原則として、含まないこと	— — —	0.2%	含まないこと	0.5%

イ 麦類

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度					
	発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草		病虫害	
				指定雑草	その他の雑草	種子伝染性の病虫害粒	その他の病虫害粒
原原種 原種 一般種子	80%	原則として、含まないこと	原則として、含まないこと	含まないこと	0.2%	含まないこと	0.5%

ウ 大豆

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度					
	発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草		病虫害	
				指定雑草	その他の雑草	種子伝染性の病虫害粒	その他の病虫害粒
原原種 原種 一般種子	80%	原則として、含まないこと	原則として、含まないこと	— — —	含まないこと	含まないこと	10%

(注1) 百分率は、発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

(注2) 発芽率は、審査対象品種の純種子粒に対する正常発芽粒の粒数割合とする。ただし、純種子粒は、成熟粒、未熟粒及び被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲及び麦類の場合粒の原形の2分の1以下のもの並びに大豆の場合粒の原形の2分の1以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。また、正常発芽粒は、幼根、幼芽の発生した純種子粒をいう。

(注3) 異品種は、審査対象品種の純種子粒を除いた当該稲、麦類及び大豆の種類（稲の場合、水陸稲別及びもち・うるち別の種類に区別した場合の当該稲の種類をいう。（注4）において同じ。）の純種子粒をいう。

(注4) 異種穀粒は、当該、麦類及び大豆の種類を除いた他の農作物の純種子粒をいう。

(注5) 麦類の指定雑草は、2の（1）の（注2）の種類とする。

(2) 方法

ア 審査試料の抽出方法

荷口の作成方法、審査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。ただし、発芽率測定のための試料は、ほ場審査の成績を念頭に置き、種子生産者ごと、収穫、乾燥及び調製方法の異なるごとに採取し、各々十分縮分したものをもって1測定対象とする。

(ア) 毎個審査

1包装ごとに抜き取り審査する。

(イ) 抽出審査

審査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により審査する。

a 移動法

- (a) 連続して作製される審査対象個袋を原則として 100 個以上について  
個審査を行い、不良個袋（審査の基準に適合しないものをいう。以下同  
じ。）率を決定し、不良個袋率が 5.05 パーセント以下の場合に限り抽出  
審査を行う。
- (b) 抽出審査に移行する場合には、まず合格個袋（審査の基準に適合するも  
のをいう。以下同じ。）が連続して次の数に至るまで毎個審査を行う。も  
し、当該数に至る前に不良個袋が見いだされれば、新たに次の個袋から数  
え始め、毎個審査を続ける。
- 不良個袋を合格個袋と取り換える場合      43 個  
不良個袋を取り除く場合                      44 個
- (c) 合格個袋が (b) の数に至った場合には、次の個袋から 10 個ごとに区  
切り、この各抽出区切りから無作為に 1 個を抽出して審査し、当該個袋が  
合格する限りこの抽出審査を続ける。
- (d) 抽出審査で不良個袋が見いだされれば、次の区切りから毎個審査に戻る  
ものとする。

b 静置法

- (a) 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個袋数ごと  
に掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、審査する。

荷口中の個袋数	抽出個袋数	不良個袋数
50 個以下	17 個	0 個
51～ 100	33	1
101～ 200	60	3
201～ 300	83	5
301～ 400	100	6
401～ 500	110	7
501～ 600	125	8
601～ 800	140	9
801～ 1,000	150	10

- (b) 審査の結果、不良個袋数が (a) の表に掲げる数を超えないときは、当  
該荷口を合格とする。また、超えるときは、毎個審査に切り換えるもの  
とする。
- (c) 不良個袋は、取り除くものとする。

(ウ) ばら審査

- a 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合に



における審査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の1,000分の1以上を採取する。

- b a以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける審査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5カ所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。
- c a又はbの方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して審査対象試料を作成する。

## イ 発芽率の測定方法

### (ア) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定する試料は、ほ場審査の成績を念頭に置き、種子生産者ごと、収穫、乾燥及び調製方法の異なるごとに採取し、各々縮分したものをもって1測定対象とし、測定対象ごとに1区100粒、2反復分、計200粒を用意する（大豆の場合は50粒、4反復分、計200粒を用意する）。

### (イ) 測定条件

農作物の種類	発芽床	温度	測定日	休眠打破法、その他の留意事項
稲	シャーレ	30℃	発芽勢：置床して4日後 発芽率：置床して7日後	(1) 休眠打破 濃度0.7%の過酸化水素水に20℃で2日間浸漬する（恒温器が使用できない場合は、室温15～25℃の条件で行う）。この間は、液を取り替えない。
	ビーカー	30℃	発芽勢：蒸留水を入れたビーカーに投入して4日後 発芽率：蒸留水を入れたビーカーに投入して7日後	(2) 留意事項 シャーレ法の場合、乾燥しないように注意し、乾いた場合には水を追加する。 ビーカー法の場合、水替えは3日に1回以上行う。

小麦 大麦 裸麦	シャーレ	20℃	発芽勢：置床して4日後 発芽率：置床して7日後	濃度 0.7%の過酸化水素水に 20℃で2日間漬後、蒸留水を入れたシャーレに置床して静置する。
	ビーカー	20℃又は室温	発芽勢：投入して4日後 発芽率：投入して7日後	濃度 0.7%の過酸化水素水を入れたビーカーに種子を投入して静置する。この間、過酸化水素水を3日に1回以上交換する。
大豆	シャーレ	25℃又は30℃	発芽勢：25℃の場合は置床して5日後、30℃の場合は4日後 発芽率：25℃の場合は置床して8日後、30℃の場合は7日後	水を入れたシャーレに置床し、蓋をして静置する。この間、乾燥するようであれば水を追加する。 置床して1日後からは発芽種子を随時抜き取り、カビや腐れの影響を抑制する。

ウ 異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の測定方法

(ア) 測定試料の採取及び分離

測定試料は、1測定単位につき稲 50 g、麦類 100 g 及び大豆 500 g を採取し、純種子粒、異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病虫害粒及びその他の内容物に分離する。

(イ) 測定及び測定結果の処理

重量を小数点第1位までのグラム単位で秤量し、混入割合は全量に対する重量比を百分率で計算する。

## 別記4

### 稲、麦類及び大豆の奨励品種の選定について

#### 1 選定方針

基本要綱第8条の規定に基づく奨励品種の選定に当たっては、適地適品種の基本原則の下、生産者及び実需者の意向を尊重し、需要動向に即するものとする。

#### 2 選定及び廃止基準

##### (1) 選定基準

県が行う奨励品種決定調査（以下「奨決調査」という。）の終了後、おおむね次の基準のいずれかを満たしている品種のうち、当該品種の生産物の流通が見込まれ、かつ普及上特に支障となる欠点のないものの中から選定するものとする。

ア 収量、品質、病虫害抵抗性その他栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性を総合的に勘案し、既存の奨励品種（以下「対照品種」という。）と比較して明らかに優れていると認められること。ただし、選定しようとする品種が、普及対象地域の範囲又は生産物の用途について制限のある場合はこの限りではない。

イ 収量、品質、病虫害抵抗性その他栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性のいずれかについて、対照品種と比較して明らかに優れていると認められること。

##### (2) 廃止基準

選定後、次のいずれかに該当すると認められる場合は、当該品種を廃止することができる。

ア 当該品種の特性が変化し、(1)の基準を満たさなくなった場合。

イ 普及対象地域で栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合。

ウ 当該品種に係る作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しがない場合。

エ 新たに選定された品種によって代替が可能である場合。

オ 当該品種の種子の供給が困難となった場合。

カ 流通の実態が変化し、(1)の基準を満たさなくなった場合。

キ アからカまで以外に廃止することが適当と認められる事実が生じた場合。

##### (3) 選定及び廃止基準の変更

選定及び廃止基準の変更を行う場合は、5の(1)の福岡県稲、麦類及び大豆の奨励品種選定審査会（以下「審査会」という。）において審議を行い、知事は、審査会の審議結果が適当と認めた場合、基準の変更を行い、関係機関へ通知するものとする。

#### 3 品種の区分

- (1) 県が普及すべき優良な品種を選定するにあたり、奨励品種及び奨励品種に準ずる品種（以下「準奨励品種」という。）に区分し、奨励品種及び準奨励品種相互間の格上げ若しくは格下げ又は作付面積の減少による廃止の基準等は、原則として別記４別表１に定めるとおりとする。
- (2) 当初選定する場合は、原則として準奨励品種とし、その後の栽培普及等の実態を調査の上、奨励品種への格上げを必要に応じて検討するものとする。
- (3) 奨励品種及び準奨励品種について、品種の特性等の理由により普及対象地域の範囲、生産物の用途、栽培方法等を限定する必要がある場合には、地域指定、用途指定、栽培方法指定等を行うものとする。

#### 4 奨励調査

##### (1) 奨励調査の種類

###### ア 基本調査

供試される品種につき、県内での普及に適するか否かについて、栽培試験その他の方法によりその特性の概略を明らかにする。

###### イ 現地調査

知事が県内の自然的経済的条件を勘案して区分決定した地域（以下「奨励品種適応地域」という。）ごとに、栽培試験を行うことにより供試される品種の特性を明らかにする。

##### (2) 奨励調査の担当機関

ア 基本調査は、農林業総合試験場の研究員が担当して行う。

イ 現地調査は、原則として、奨励品種適応地域ごとに、その地域内を管轄する普及指導センター又は農林業総合試験場の職員が担当する。ただし、調査に用いるほ場の管理については、農業者等に委託することができる。

##### (3) 奨励調査対象品種の申請要件

県が行う奨励調査に申請できる品種は、原則として品種登録されたもの又は品種登録が見込まれるものとし、次のすべての要件を満たすものとする。

ア 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。

イ 調査に必要な種子が十分供給されること。

ウ 病虫害抵抗性その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること。

エ 県の対照品種との比較栽培試験等により、対照品種より改善された点が認められること。

##### (4) 奨励調査対象品種の申請、決定等

###### ア 奨励調査の申請

農業者等が、当該品種を県内地域に普及させることを目的として奨励調査を申請しようとする場合は、福岡県稲、麦類及び大豆の奨励品種決定調査申請書(別記４様

式第1号)により、原則として次に掲げる期日までに知事に提出するものとする。なお、申請は当該品種の育成者又はその者の所属する機関の代表者が行うものとする。

春夏作(稲、大豆) 12月28日

秋冬作(大麦、裸麦、小麦) 7月31日

イ 農林業総合試験場(以下「試験場」という。)が育種及び選定した品種に係る奨励調査の取扱い

農林業総合試験場長又は分場長(以下「場長等」という。)は試験場の調査、研究等により選定した品種に係る奨励調査計画を原則として次に掲げる期日までに農林水産部長に提出するものとする。

春夏作(稲、大豆) 1月12日

秋冬作(大麦、裸麦、小麦) 8月12日

#### (5) 奨励調査の期間

ア 奨励調査の期間は、原則として3年とし、基本調査(場内調査)及び現地調査を行うものとする。ただし、3年未満の奨励調査であっても他の都道府県その他の機関の調査結果から奨励調査対象品種の特性が明らかな場合には、この期間を短縮することができる。

イ 基本調査は、当該対象品種の特性等を明らかにするため、第1年目は予備調査を行い、予備調査終了ののち本調査を行う。ただし、当該品種の特性が明らかな場合には、予備調査を省略することができる。

ウ 現地調査は、基本調査の予備調査終了後行うものとする。

エ 当該対象品種の奨励調査中、2の(1)に規定する選定基準に適合しないことが明らかになった場合は、その時点で試験場は以後の調査を中止することができるものとする。そのうち、2の(1)の選定基準に適合しないことから奨励調査を中止した品種については、以後需要動向の変動により、選定基準に適合することとなった場合は、その時点で試験場は以後の調査を再開することができるものとする。

#### (6) 奨励調査に用いる品種

奨励調査には、次の品種を含めなければならない。

ア 標準品種：原則として本県を含む数県にわたる地帯に共通して普及しており、奨励調査対象品種の比較対象となる品種

イ 比較品種：特定の形質を比較するための品種

#### (7) 耕種概要及び調査項目

場長等が別に定める基準による。

(8) 場長等は、予備調査、本調査及び現地調査の成績を原則として次に掲げる期日までに農林水産部長に報告するものとする。

春夏作(稲、大豆) 1月12日

秋冬作(大麦、裸麦、小麦) 8月12日

## 5 奨励品種の選定等の手続

### (1) 審査会の設置

農林水産部長は、奨励品種の選定等に係る意見を聴くため審査会を次のとおり設置する。

#### ア 組織、開催方法等

- (ア) 審査会の構成機関は別記4別表2のとおりとする。但し、会長が必要と認める場合その他関係機関を招集することが出来る。
- (イ) 審査会の会長は、構成員の互選により選任する。
- (ウ) 会長は審査会の会議の議長となり、議事を運営する。
- (エ) 審査会の庶務は、農林水産部水田農業振興課内に置き、農産振興係がその業務にあたる。

#### イ 審議事項

審査会は、次に掲げる事項について審議をするものとする。

- (ア) 奨励品種の決定及び廃止に関する事項
- (イ) 奨励調査の対象となる品種に関する事項（当該品種に係る奨励調査の継続及び中止に関することを含む。）
- (ウ) 奨励品種の選定及び廃止基準に関する事項
- (エ) 奨励調査の方法に関する事項
- (オ) その他奨励品種に関する必要な事項

#### ウ 開催時期

審査会は、原則として次に掲げる時期に開催するものとする。

春夏作（水稻、大豆）	1月下旬～2月上旬
秋冬作（大麦、裸麦、小麦）	8月下旬～9月上旬

### (2) 審査会に提出すべき資料

審査会に提出すべき資料は、次のとおりとする。なお、提出すべき資料については原則として審査会開催日の7日前までに委員に配布し、審議に役立てるよう措置するものとする。

#### ア 奨励品種に関する審議資料

- (ア) 奨励品種等の選定理由、品種の来歴、特性及び試験成績（現地試験及び必要に応じて類似県の成績を含める。）
- (イ) 品種別作付面積及びその変遷（過去5か年以上）
- (ウ) 品種及び食味に関する資料
- (エ) その他審議に必要な資料

#### イ 奨励調査対象品種に関する審議資料

- (ア) 奨励調査の試験成績、奨励調査対象品種の特性

(イ) その他審議に必要な資料

(3) 奨励品種等の決定及び通知

知事は、審査会の審議結果が2の(1)及び(2)に規定する選定及び廃止基準、3の(1)の品種の区分、4の(3)の奨励調査対象品種の申請要件等に照らして、奨励品種、奨励調査対象品種等とすることが適当と認めた場合、次の各号に定める事項を行うものとする。

ア 県の奨励品種又は準奨励品種として決定し、これを公表すること

イ 奨励調査対象品種の決定(又は不採用、中止)、奨励品種及び準奨励品種の決定を当該品種の育成者又は当該機関に対し通知すること

(4) 奨励品種廃止等の手続

奨励品種の廃止及び区分の変更は、5の(1)から(3)に準じて行うものとする。

別記4別表1

品 種 の 区 分

品種の区分	種類	全作付面積に対する 当該品種の作付割合
奨励品種	稲	5 %
	大麦、裸麦、小麦	10 % (麦種ごと)
	大豆	15 %
準奨励品種	稲	3 %
	大麦、裸麦、小麦	3 % (麦種ごと)
	大豆	5 %

(注1) 2の(1)アに規定する地域又は用途について制限の必要がある品種及び県が特に普及を奨励する品種について、全作付面積に対する当該品種の作付率が上表の基準に満たない場合、その基準は当該品種の適応面積の10パーセントを基準とする。

(注2) 新たに採用する品種については、作付割合の制限を原則として2か年は適用しない。



別記4別表2

福岡県稲、麦類及び大豆の奨励品種選定審査会構成機関

機 関 名 及 び 構 成 員	
九州大学大学院	農学研究院教授
全国農業協同組合連合会福岡県本部	農産部長
全農パールライス株式会社福岡支店	支店長
福岡県農業協同組合中央会	担い手・営農サポートセンター長
福岡県農業共済組合	参事
福岡県米麦品質改善協会	事務局長
株式会社森光商店	米穀事業部長
福岡県酒造組合	理事
福岡製粉倶楽部	専務理事
キリンビール株式会社	醸造エネルギー担当部長
福岡県精麦工業協同組合	事務局長
福岡県豆腐協同組合	理事長
福岡県認定農業者組織連絡協議会	会長
福岡県稲作経営者協議会	顧問
エフコープ生活協同組合	理事
九州農政局地方参事官（福岡）	総括農政業務管理官
農林業総合試験場	農産部長
経営技術支援課	課長技術補佐
水田農業振興課	課長

※説明者として参加

農林業総合試験場	
農産部	チーム長（水稻育種、麦類育種、大豆・品質）
筑後分場	水田高度利用チーム長
豊前分場	野菜水田作チーム 担当者
農林水産政策課	研究調整係長
経営技術支援課	専門技術指導員（作物）
水田農業振興課	農産振興係長

福岡県知事 殿

団体等の所在地、名称及び代表者名  
{個人の場合は住所及び氏名}

〇〇年度福岡県稲、麦類及び大豆の奨励品種決定調査申請書

(稲、大麦、裸麦、小麦、大豆)の品種(系統)、〇〇〇〇について、奨励品種決定調査を実施していただきたいので、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱別記4の4(4)アの規定により、別添の関係資料を添えて申請します。

(添付する関係資料)

- 1 来歴(当該品種が固定化されている程度も記載すること。)
- 2 特性(病虫害抵抗性その他主要な特性について公的機関で明らかにされているデータ等を記載すること)
- 3 本県の対照品種より優れた点が認められるデータ
- 4 申請書提出時の当該品種種子確保量(奨励調査等に必要種子量が供給されること。)
- 5 その他(普及地帯及び普及見込み面積等を記入すること。)